環境アセスメントのエレメントと各援助機関・輸出信用機関の要求・関与 (作業中・未定稿)

検討のための素材であり、それぞれのガイドラインを完全に反映しているものではない。 修正すべき点があれば、ご意見願いたい。

環境配慮の開始時期

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
		● 世銀 / EAは、案件処理の出来るだけ早い段階から 開始され、提案案件の経済的、財政的、制度的、 社会的、および技術的分析との密接な調和が図ら れる。(0P4.01-3)

スクリーニング

国際協	力銀行	その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
(明示なし)	(明示なし)	● 世銀 / PCD(案件構想書類)の作成期間中に、TT
● 地域特性、事業特性・規	地域特性、事業特性・規	(タスクチーム)は、EAの範囲 、および要求され
模、銀行の関与度に応じ	模等に応じた環境審査	ているEA報告書の手順・日程・概要、について借
た環境審査のスクリー	のスクリーニング方法	<i>入人と話し合う。</i> (世銀BP4.01-6)
ニング方法を示すこと	により環境アセスメン	
により環境アセスメン	トの必要性の有無を知	
トの必要性の有無を知	らせている。	
らせている。	● 年次協議等の事前段階	
● 内談時にわかるものも	で、調整が図られる場合	
あり	もある。	

スコーピング

国際協	力銀行	その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
● 14産業セクター毎の「環	17の事業種類について	● 世銀、IFC / 潜在的問題チェックリストで産業セク
境チェックリスト」と三	「チェック項目と解説」	ターまたは立地場所についてアセスメントで扱う
つの「要因別チェックポ	を示し、考慮すべき点を	べき事項を挙げている
イント」(大気汚染、水	例示	● 世銀 / PCDの作成期間中に、TTは、EAの範囲 、お
質汚濁、産業廃棄物)に		よび要求されているEA報告書の手順・日程・概要、
より考慮すべき点を例		について借入人と話し合う(BP4.01-6)
示		● 世銀 / EAは自然環境 (大気、水、陸地) 人類の健
		康と安全、社会的関心(強制移住、先住民族、文
		化遺産) および越境または地球規模環境問題 を
		考慮の対象とする。EAは自然および社会的関心を
		統合的に考える。(OP4.01-3)

環境アセスメントのTOR(実施要領)の作成

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
		 世銀 / 必要に応じて、TTは、債権者によるEA報告書の実施要領(TOR)の素案作成を手伝う(BP4.01-7) 米輸銀 / 融資機関が借入人に対して発行するLetter of Interestにアセスメントに記述されるべき要素に関する記述をする

関係者(住民含む)との協議

,			
	国際協	力銀行	その他機関
	国際金融等業務	海外経済協力業務	
•	自然環境への配慮だけではなく、社会環境、特に非自発的な移転を残めな移転を残める住民及び周辺住民に対して、説明が十分なされるなど、もの同意が得られない。とが必要があり、本行はこれを確認する。	続きを終了した環境アセスメント報告書が借入国政府から提出されなければならない 環境アセスメント報告書は、借入国内において公開されたものであることが望ましい	推奨。特にカテゴリAプロジェクトに対しては、スコーピング直後でTOR完成前、 影響評価書案が準備できた段階の最低2回を明示。 Public Consultation & Disclosure Planの作成を準備義務づけ。できるだけ早い段階から準備を始め、常に改定されていくべきとしている ■ IFC / カテゴリ A について公開協議のマニュアル Doing Better Business through Effective Public Consultation and Disclosure を必ず参照すべき (should consult)とする

予測評価

評価の基準 (客観的、国際的基準等の参照、相手国基準等の扱い)

	国際協	力釗			その他機関
	国際金融等業務		海外経済協力業務		
•	プロジェクトの自然環	•	原則として借入国の排	•	世銀 / 『汚染防止・削減ハンドブック』には、汚染
	境に関する項目につい		出基準を遵守したもの		の予防・削減策、および世界銀行が一般的に許容で
	ては、原則としてプロジ		でなければならない。ま		きる排出水準が、記載されている。しかしEAは、
	ェクト所在国の法律等		た、借入国はプロジェク		借入国の法令、並びにその地方特有の条件を考慮
	により規定されている		トが実施される地域に		した上で、その案件のための排出水準や汚染防止・
	環境関連の基準の遵守		おいて適用される環境	1	緩和対策への代替案を勧告してもよい。特定の案
	を確認する。プロジェク		基準等の環境保全のた		件又は現場のために選定された排出水準や対策案
	ト実施国の環境関連の		めの行政目標値の達成		についての正当性は、EA報告書の中に完全かつ詳
	基準が、国際的な基準		に努めなければならな		細に明示されなければならない。(OP4.01-6)
	(世銀の環境ガイドラ		61	•	EAはまた、国家環境調査の所見、全国環境行動計
	インに示されている基		借入国に環境基準が設		画、国家の全体的な政策枠組み、国家の法規、環
	準等その妥当性が国際		定されていない場合に		境および社会的関心事に対する制度面からの対応
	的に認知されている基		は、JBICは借入国が国際		能力、関連国際条約・協定の下での案件活動に関連
	準)や日本の基準から著		機関、日本、その他の国		する国家の義務等の条件が、それぞれの案件およ
	しく乖離している場合		が設定した排出基準を		び国家により異なることを考慮する。
	や、プロジェクト実施国		参考にしつつまた費用		IFC / 同ハンドブックにある汚染防止・軽減対策お
	において現時点で規制		効果等も勘案して、当該		よび排出基準はIFCが受け入れられるものとして
	が確立していない項目		プロジェクトに係る暫		113
	がある場合には、我が国		定排出目標値を設定する。		OPIC / 同ハンドブックにある汚染防止・軽減対策
	の基準や国際的な基準 を参照し、環境配慮の適		ることを促すものとす		および排出基準がOPICが受け入れられるものとしている。そこでカバーされないものは米国基準、
	を参照し、環境配慮の週 切性の確認を行う。		る プロジェクトは原則と		WHO、その他国際機関の基準を参照する。
•	切住の確認を打り。 社会環境、特に非自発的	•	して借り入れ国の国内		WIO、ての他国际機関の基準を参照する。
	な移転を余儀なくされ		法に基づき指定された		
	る住民及び周辺住民に		自然保護地区の外で実		
	対して、説明が十分なさ		施されなければならな		
	れるなど、住民の同意が		い。また、同直に重大な		
	得られるための適切な		影響を及ぼす者であっ		
	配慮がなされているこ		てはならない		
	とが必要。何らかの問題	•	プロジェクトは、稀少な		
	が生じた場合には、国際		野生生物の生息及び生	1	
	的に認知されている考		物の多様性の保全に著	1	
	え方・手法を参考にしつ		しい影響を及ぼさない		
	つ確認する。		よう必要な措置がとら		
			れたものでなければな	1	
			らない。		
1					

独立した検討チーム

国際協力銀行		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
		● 世銀 / カテゴリーA案件について、借入人は、EA 実行のために、案件に無関係の独立したEA専門家 を雇用する(OP4.01-4)

対策の立案・計画のフィードバック

(対策の考え方、代替案の検討、計画への統合)

国際協力銀行 国際金融等業務 海外経済協力業務	その他機関
った結果、当該プロジェ クトの環境配慮が適切 ではなく、環境に著しい 影響を及ぼす恐れがあ ると判断される場合に は、借入人等を通じて、 プロジェクト実施主体 者に対して環境配慮の 改善を求める。さらに出 融資等を行わないとの 判断もありうる。	/ EAは案件の影響範囲内における潜在的な環 スクと環境への影響を評価し、案件代替案を し、案件の選択・位置設定・計画・設計・実 改善する方法を、環境に与える悪影響を予防、 化、緩和もしくは補償しつつ好影響を高める によって、見い出し、案件実行全般を通して への悪影響を緩和および管理する手順を明示。 ◇代替案の検討を明示 / 世界銀行は、実行可能な範囲で、緩和策又 償策よりも、予防策を奨励する。(0P4.01-2)は、住民移転、先住民族、害虫管理、文化財 について別途ガイドラインを策定 / 世銀と同様の記述

文書化 (環境アセスメント報告書の作成)

(公開協議のための概要作成、使用言語等の指定など)

国際協		その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
● カテゴリAについて「(英 訳または和訳された)環 境影響評価書(EIA)、必 要に応じて住民移転計 画、先住民開発計画等の 情報に基づき」環境影響 に対する配慮の確認を 行うとしている。	 A種について環境アセス メント報告書(英文もし くは和文の要旨が添付 されたもの)が借入国政 	ト報告書の内容」(OP4.01-B)に、書かれる言語と項目 < 概要、政策的・法的・行政的枠組み、案件の記述、基底情報、環境へ影響、代替案の分析、環境管理計画、その他添付書類 > が詳細に定められている。またGP4.01「環境アセスメント」には時機や形式 < ページ数、フォント数など > も記載されている OPIC/環境影響評価や環境管理・モニタリング計
		画、内部環境監査の推奨記載内容と形式を示して いる

情報公開

国際協	力銀行	その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
影響を受ける住民については、説明が十分になされるなどの配慮が必要であるとしているのみ	続きを終了した環境ア セスメント報告書が借 入国政府から提出され	された書類すべてを全ステークホルダーに公開を 義務づけ(現地語含む) その概要英語版の公開は 融資機関側の責任としている ● IFC / カテゴリ A について公開協議のマニュアル を必ず参照のこととしている ● OPIC / IFC のマニュアルを参照することを推奨。

環境所管機関の承認等(独立した審査等)

国際協	3力銀行	その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
	● 借入国の事業実施機関は、必要に応じプロジェクトの環境対策を客観的に評価し監視することのできる第三者機関を活用することが望ましい	

計画決定への反映

国際協	力銀行	その他機関
国際金融等業務	海外経済協力業務	
	● 借入国内での所要の手続きを終了した環境アセスメント報告書が借入国政府から提出されなければならない (すなわち、所管機関の計画への反映が期待されている)	ての環境管理計画を含むEAの結果・勧告がそこに 織り込まれていると保証する(BP4.01-19) ● IFC、OPIC / 環境社会要件が法的文書(契約関連文書)に反映されていることを確認

事後モニタリング

国際協力銀行	その他機関
国際金融等業務海外経済協力業務	
 JBIC側が行うモニタリングについて書くことで、相手側にもモニタリングの必要性を示唆している。 借入人側が融資対象プロジェクトの運営に参画する案件については、必要に応じて、重要な環境影響項目につき、モニタリングを行なう。モニタリングに必要な情報は、借入人側から提供される必要がある。カテゴリーAの案件は、案件ごとに必要なモニタリング項目を検討し、モニタリングを実施する。カテ 	FC/借入側に年次モニタリング報告書の作成の 競務づけ、現地視察等を含むIFCによるProject upervision Reportsの作成 は銀/借入国は、(a) EA報告書の結果に基づいて は銀/借入国は、(a) EA報告書の結果に基づいて は大人国と世界銀行が同意した方策が、案件書類の に提示された環境管理計画(EMP)の実施も含めて、遵守されているか、(b) 緩和策の状況、(c) 医ニタリング結果、を報告する(OP4.01-20) 医性実施期間中、TTは、環境規定および法的文書 をで合意され他の案件書類中に記述されている借 大の報告協定に基づいて、案件の環境面を監督 「A (BP4.01-20) PIC/カテゴリAについては年次モニタリング報 最務づけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を認識の場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がけ、場合によってはと融資機関側の実地調 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり得るとしている。モニタリングの結果、 を表がり、表述といる。

その他

	(既存アセスメントの扱い) ● 世銀 / 世界銀行が案件に関与する以前にEAが借入人によって完遂または部分的に遂行されていた場合、世界銀行は、EAを見直しそれが本政策と一貫していることを確認する。 (責任範囲) ● IFC /「IFCの責任」とする項目を設け、IFC側の責任の範囲を部署ごとに明確にしている
--	---